

お客様各位

## 米国への未成年者渡航について

米国国土安全保障省税関・国境警備局(CBP:United States Customs and Border Protection)より、未成年者(18歳未満の方)が単独または片方の親同伴で渡航する際、両親または同行しない親からの「渡航同意書(英文)」が必要になる旨、通達されております。

大変、お手数ではありますが、何卒宜しく願い申し上げます。

### 記

#### ◆詳細 (ビザハンドブックより)

8月20日現在、18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書(英文)が必要です。  
修学旅行や研修旅行などの団体渡航の場合も必要です。

同意書は自由フォームです。(フォームは別紙サンプルをご参照ください。)  
同意書は公証を受けるよう、米国当局より推奨されています。  
公証については、公証役場へお問い合わせください。

離婚や死別等、法的な親権者がいない場合、その理由を証明する書類(戸籍謄本等)、片方の親を指名する出生証明書、死亡診断書などを提出ください。(いずれも英語)

なお、同意書は必ずしも入国時に提出を求められるものではありません。  
ただし、同意書を求められた際、同意書を提出できない場合には、単独または片方の親同伴で渡航する子供の状況が完全に確認されるまで拘束、または入国拒否される可能性があります。

#### ◆本文は以下のURLよりご確認いただけます。

米国国土安全保障省税関・国境警備局(CBP)ウェブサイト:日本語  
<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/info/tinfoj-cbp-child.html>

弊社では渡航同意書(英文)の代行手配は承っておりません。  
その為、お客様ご自身にてご用意ください。

※ご両親様をご旅行に同行される場合には、同意書は不要です。

以上



株式会社 ユニオンエアーサービス

〒107-0062 東京都港区南青山6-12-10 ユニティビル 3階  
TEL:03-3498-7280 / FAX:03-3498-7290

WRITTEN CONSENT FOR CHILD UNDER 18 YEARS  
TRAVELING WITH ONLY ONE PARENT OR WITHOUT EITHER PARENT

TO WHOM IT MAY CONCERN:  
I (WE) AUTHORIZE THE MINOR

※サンプルです

**Name of Minor Child:**  
(未成年者氏名)

**Date of Birth(mm/dd/yyyy 月/日/年):**  
(未成年者生年月日)

**Period of Travel(mm/dd/yyyy 月/日/年):** From (開始日) To (最終日)  
(旅行期間)

**Accompanied by The Following Person(同行保護責任者)**

**Name:**  
(同行責任者氏名)

**Relation to Child:**  
(未成年者との関係)

**Address:**  
(現住所)

**Date of Birth(mm/dd/yyyy 月/日/年):**  
(生年月日)

**Phone:**  
(電話番号)

**Passport NO.:**  
(旅券番号)

**Reference(ex: Hotel)(現地滞在先)**

**Name:**  
(現地滞在先名 ex: ホテル名など)

**Address:**  
(現地滞在先住所)

**Phone:**  
(現地滞在先電話番号)

**Parent/Guardian**

**Print Name:**  
(保護者氏名)

**Signature:**  
(保護者署名)

**Relation to Child:**  
(未成年者との関係)

**Phone:**  
(連絡先電話番号)

**Date:**  
(署名日)

**Parent/Guardian**

**Print Name:**  
(保護者氏名)

**Signature:**  
(保護者署名)

**Relation to Child:**  
(未成年者との関係)

**Phone:**  
(連絡先電話番号)

**Date:**  
(署名日)

**Address:**  
(現住所)

WE SOLEMNLY SWEAR THAT HE / SHE SHALL COMPLY WITH THE LAWS AND REGULATIONS OF YOUR COUNTRY, FEDERAL, NEVER BE A BURDEN, ECONOMIC OR OTHERWISE, TO YOUR COUNTRY AND DEPART COUNTRY WITHIN THE REASONABLE TIME NEEDED FOR TRANSFER TO AND FROM JAPAN. WE WOULD APPRECIATE IT VERY MUCH IF YOU WOULD TAKE NECESSARY ACTION TO GRANT HIS / HER THE ENTRY PERMIT TO YOUR COUNTRY AT YOUR EARLIEST POSSIBLE CONVENIENCE. THANK YOU FOR YOUR COOPERATION.